平成30年度第3回海老名市市民活動推進委員会　次第

日時　平成30年10月26日（金）13時30分～
場所　海老名市民活動センタービナレッジ
301～303会議室

1　開会

2　あいさつ
堀尾委員長

3　報告
平成30年度補助金交付団体の事業視察について・・・・・ 資料１

4　議題
（１）平成31年度市民活動推進補助金制度の運用について・・ 資料２

（２）市民活動推進補助金制度補助割合等の運用について・・・資料３

（３）今後のスケジュールについて・・・・・・・・・・・・・・資料４

5　その他

6　閉会

◆次回の市民活動推進委員会
日時　平成３０年１１月　　日（　）予定
場所　未定
内容　平成３１年度市民活動推進補助金制度について

資料１

平成 30 年度海老名市市民活動推進補助金
交付団体事業視察　報告書

１　日時

平成 30 年 10 月２日（火）13 時 30 分から 14 時 10 分まで

２　視察団体

それいけ！ママフェスタ実行委員会

補助金交付金額　　200,000 円（発展区分）

３　視察事業

それいけ！ママフェスタ

４　視察場所

ザ・ウィングス海老名

５　参加者

市民活動推進委員　６名　堀尾委員長・瀬戸委員・渋谷委員・内山委員・勝田委員・遠藤委員

事務局　井上

６　結果

平成 30 年度に初めて補助金を活用している団体であり、ザ・ウィングス２Ｆ大会場を使用して、子育てママ同士の交流が出来るイベントを実施した。

当日は、多くの出店者やステージイベントがあり、SNS や地元広報誌等を活用した結果、１日を通して約 700 名の来場者があった。ブースによっては１時間待ちを超える所もあり、終日盛況であった。

多くの来場者・ブース出店者がおり、当団体実施事業の目的である子育てママ同士の横の繋がりは築くことができたと思われる。また、託児スペースやベビーカー置場も広く設けられており、来場しやすい環境が整えられていた。

出店者数・来場者数を考えるとキャパシティ的に狭く感じられたため、今後同様のイベントを開催する場合は、開催場所を検討していく必要がある。

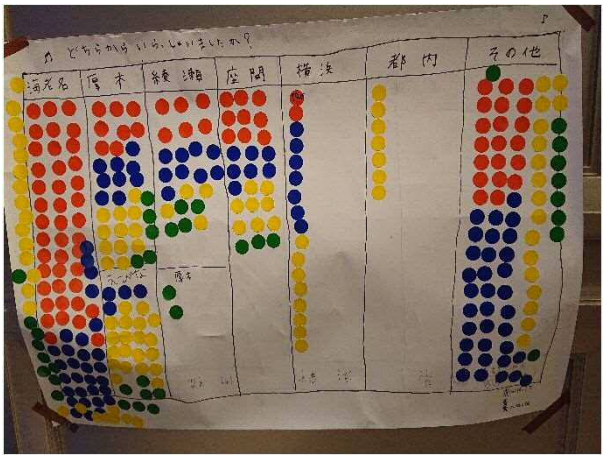

平成30年度海老名市市民活動推進補助金
交付団体事業視察　報告書

1　日時

平成30年10月8日（月）12時から

2　視察団体

シエスタラボ

補助金交付金額　　100,000円（入門区分）

3　視察事業

心と脳の健康フェス～こころを元気にする10のヒント～

4　視察場所

文化会館小ホール

5　参加者

市民活動推進委員　6名　堀尾委員長・根岸副委員長・内山委員・大島委員・勝田委員・遠藤委員

事務局　井上

6　結果

平成30年度に初めて補助金を活用した団体であり、海老名市文化会館小ホールを使用して、精神科医　大野　裕　氏・うつ専門カウンセラー澤登　和夫　氏を招いてうつ病に関する講演会を実施した。

文化会館小ホールでは、らくらくピアノ体験等のブースを設け、団体のPR活動を実施していた。配布された資料及び講演開始時のスクリーンには、団体活動に対する寄付等を募る告知等、団体の自立に向けた取り組みがなされていた。

来場者アンケートの結果、とても好評であり、事業内容も公益性が高く、補助金交付事業として相応しいと感じた。

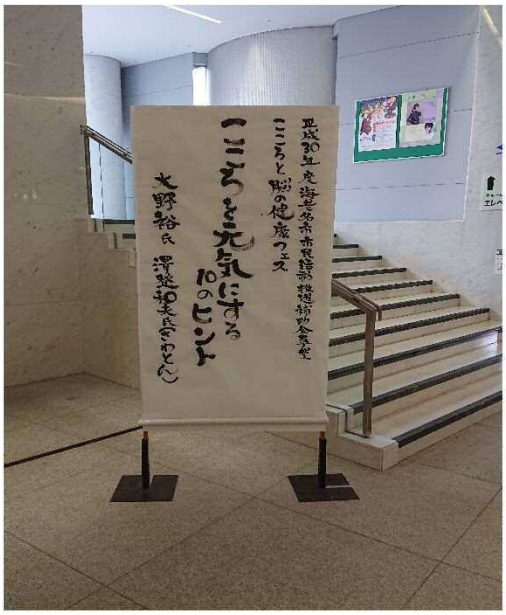

資料２

平成 31 年度市市民活動推進補助金制度の運用について

１　備品購入費について

（１）備品金額

①　３万円

団体運営に必要な備品（電子機器等）を考えたとき、費用として少ないように思われる。

【参考】パソコン　→　日本エイサー　SWIFT１　メモリ４GB　ストレージ 128GB　67,440 円

プリンター　→　キャノン　　PIXUS　　TS8130　14,037 円

②　５万円

他市では５万円を上限額としている場合が多い。

団体を立ち上げる際は、初期費用が多く必要となるため、５万円が上限として適当であると考える。

（２）備品購入費の適用範囲

・例１：購入備品の総合計が上限額を超えた場合、そこに（　）万円を充て、不足分は団体持出しとして認める。

・例２：購入備品の総合計（　）万円を上限額として、不足分が出た場合は、認めない。

※　入門編・発展編ともに、（　）万円を備品購入費として認めていきたい

【手引き記載案】

謝礼	外部講師・指導者・協力者への謝礼等
旅費	外部講師・指導者等の事業実施会場までの交通費、宿泊費
印刷製本費	事業についてのパンフレット、ポスター等の印刷製本費
消耗品費	パンフレット用紙、会議資料、活動資料、材料等の費用 ※短期間または、一度の使用で消費されるもの
使用料	会場使用料
賃借料	機材等のレンタル料、バスの借り上げ料
通信費	パンフレットや資料等の送料、会場までの備品の運搬費
備品購入費（※）	**（　）万円までは補助の対象とする。**

※海老名市市民活動推進委員会により経費として認められない場合も有り

2　制度の周知・PR について

実施内容（案）※太字は新規配架依頼場所

方法	詳細
❑ポスター掲示	⑴市内公共施設への掲示 ※可能な範囲で、会議室内への掲示も依頼する。 【候補場所】 ・市民活動センター　・コミセン、文化センター ・文化会館　・総合福祉会館 ・海老名運動公園　・北部公園体育館 ・保健相談センター　・有馬図書館 **・市内小中学校　・大型商業施設** ⑵その他 ・商工会議所　・リコー フューチャーハウス ・海老名駅自由通路行政掲示板・市内金融機関**（郵便局含む）**
❑ＤＭ送付	【送付先】 ⑴庁内からの照会団体 ⑵過去に交付実績があり、交付満了となっていない団体 ⑶市内ＮＰＯ法人（46 団体） ⑷海老名市ボランティア連絡協議会 構成団体（８団体）
❑タウン誌掲載	【掲載依頼先】 ⑴リベルタ　⑵タウンニュース
❑市広報	12 月１日号に掲載予定
❑ＳＮＳ	市 Facebook に掲載予定
❑市ホームページ	12 月１日～公開予定
❑デジタルサイネージ	⑴海老名駅西口自由通路 ⑵中央図書館

3　審査申込手引きの確認について

別紙資料確認

別紙

31
年度

（案）

海老名市
市民活動推進補助金

（審査申込の手引き･審査申込書）

海老名市イメージキャラクター　えび～にゃ

平成30年●●月

海老名市　市民活動推進課

目次

P. １　・・・・・　海老名市市民活動推進補助金

P. ２　・・・・・　制度の対象となる団体

P. ３　・・・・・　制度の対象となる事業

P. ４　・・・・・　助成の区分と上限金額、交付回数

P. ５　・・・・・　対象となる経費
対象とならない経費

P. ６　・・・・・　審査申込方法

P. ７　・・・・・　提出書類
事前質問・回答

P. ８　・・・・・　審査の方法

P. ９　・・・・・　審査基準

P. １０・・・・・　補助金交付申請書の提出
補助金交付決定通知、補助金請求書の提出
補助金交付
事業変更の制限
活動の報告
補助金の返還

P. １１・・・・・　審査申込から補助金交付までのスケジュール

P. １２・・・・・　その他

P. １３・・・・・　審査申込書の記入例

平成31年度
海老名市市民活動推進補助金
◀審査申込の手引き・審査申込書▶

市民活動推進補助金制度とは

海老名市では、市民活動団体と協働し、豊かで活力ある地域社会を形成するため、「海老名市市民活動推進条例」を定めています。

海老名市市民活動推進補助金制度は、この条例に基づき、市民のみなさんの自主的で公益性のある市民活動を財政的に支援する制度です。

審査申込期間

平成31年１月8日（火）～平成31年１月18日（金）

※受付時間は平日の　９時　から　１７時　まで

補助金の交付を受けようとする団体は、審査申込期間内に必要書類を提出してください。

審査申込方法

審査申込書類を市民活動推進課（市役所５F）へ提出

(提出時は書類確認に時間を要するため、電話による予約が必須です。
詳細はP６ を参照してください。)

審査申込書類入手方法

市民活動推進課窓口、えびな市民活動センター、海老名市文化会館等で配布するほか、市ホームページからダウンロード可能です。

制度説明会
※参加は自由です

① 平成30年12月　7日（金）　14時～ 海老名市役所７階 701会議室

② 平成30年12月　8日（土）10時～ えびな市民活動センター ビナレッジ301~302会議室

【内容】 制度の概要、対象事業、審査申込書類の書き方などについて説明します。

※いずれかの説明会に参加してください。参加していない場合でも、補助金審査申込は可能です。

事前相談期間

平成30年12月10日（月）～平成30年12月25日（火）

審査申込書類の書き方や、申込する事業内容について相談を受け付けます。
制度の概要が良く分からない方や、ご自身の団体活動が補助金の対象となり得るか、といった各種ご相談があれば、この期間にお越しください。
※相談は事前予約制です。必ず事前に市民活動推進課までお申込みください。
※受付時間は平日の　９時　から　１７時　まで

お問合せ先

海老名市役所　市民活動推進課　市民活動推進係（市役所５F）

TEL　０４６－２３５－４７９４　　FAX　０４６－２３１－２６７０

制度について、ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問合せ下さい。

1 制度の対象となる団体

次の①～④のすべての要件に該当するボランティア活動団体、特定非営利活動法人、自治会等の市民活動団体が審査申込できます。

① 市民の自主的な参加によって行われる公益性のある事業を実施していること。
② ３人以上で構成していること。
③ この補助金を受けるに当たり、審査申込から結果報告まで責任を持って事業を実施できること。
④ 団体の運営に際し、この補助金だけでなく、自主財源（会員会費、事業の参加費など）を確保しており寄附金を募ったりする等、団体の運営について自立している（しようとしている）こと。

公益性のある事業とは？

広く市民が利益を受けられる活動です。

趣味的な活動やサークル活動、団体の会員だけが利益を得る活動は対象になりません。

＜事業例＞

・医療、福祉に関する事業
・環境保護に関する事業
・広くスポーツ、教育に関する事業
・文化活動に関する事業
・姉妹都市交流に関する事業
・地域づくり、共助・防災活動に関する事業　など

＜平成３０年度交付事業例＞

	内容	補助金の使途
①	**「親子で気軽にコンサート」シリーズ第８弾♪Ring　Ring　Ring ～魔法の鈴でヘンゼルとグレーテルを救おう～** 0歳からのお子様と、普段親子でコンサートに出かけることが難しい子育て世代を対象に、親子で楽しみながら音楽への関心・感性を高める。	会場費・印刷費・通信費・材料費など
②	**アレルギー講習会** アレルギー疾患の専門の講師及び栄養管理士による講習会を通して子育ての悩み・不安を解消する。	講師謝礼・印刷費・消耗品・通信運搬費など
③	**こころと脳の健康フェス～こころを元気にする10のヒント～** 精神科医　大野　裕　氏、カウンセラー澤登　和夫　氏を講師に招き、うつ病について講演を実施。	講師謝礼・印刷費・会場費など
④	**ずっと住み続けたいまち、えびなコミュニティカレッジ** 海老名ゆかりの偉人を市民に紹介し、郷土に対するより一層の誇り、愛着をはぐくむための市民講座の開催。	会場費・講師謝礼・資料作製費など
⑤	**鯉のぼり事業** 地域の人々との交流を通じて、地域の融和と活性化を図る。 昔ながらの風物詩を継続し、見る人に楽しんでいただく。	材料・消耗品の購入・保険費・地権者への謝礼など
⑥	**第３回　森の楽校　緑化フェステバル** 広く市民全体に緑を大切にする啓発事業を実施する。	賃借料・材料費など
⑦	**「パパのための防災講座～イザ！というときに頼れる父になる～」** 講師を招き、防災の必要性、家庭でできる防災ノウハウ等を学ぶ。	講師謝礼・施設利用料など
⑧	**それいけ！ママフェスタ** 子育てママを対象にした、「ママがママでいること」を楽しむイベントを実施し、子育てママのリフレッシュの場、横の繋がりが持てる場とする。	会場費・託児スタッフ謝礼
⑨	**えびなベートヴェンコンサート　第九　2018** プロオーケストラの演奏で、青少年を含む地域住民が高レベルの交響「第九」を創り、聴衆と共に豊かな感動を提供し、地域文化の振興に繋げる。	会場費・指導料・消耗品費・印刷費など
⑩	**福島と海老名の子ども交流キャンプ** 様々な交流・体験を通じて、子どもたちに課題の発見、工夫、困難を克服する力の育成を行う。	会場費・消耗品費・交通費・広報費など

2 制度の対象となる事業

次の①～②に当てはまる事業が対象となります。

① 主として海老名市内で活動し、市民の自主的な参加によって行われる公益性のある事業
② 平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの間に実施する事業

※複数年度に渡って実施する事業も補助の対象となります。
ただし、補助金を審査申込できる費用は、平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの間に必要なものに限ります。

※ 対象にならない事業 ※

⑴ 営利を目的とする事業
⑵ 宗教に関する次に掲げることを主たる目的とする事業
①宗教の教義を広めること。
②宗教の儀式行事を行うこと。
③宗教の信者を教化育成すること。
⑶ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
⑷ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第３条に規定する公職をいいます。以下同じです。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含みます。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
⑸ 海老名市の他の補助制度を利用している事業

3 助成の区分と上限金額、交付回数

団体の状況に応じ、２種類の区分があります。区分の概要については、下記の表のとおりです。

	入門編	発展編
該当する事業	団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業	団体がこれまでに行ってきた活動の拡充を図る事業、又は活動の発展を目的に次の一歩として新たに行う事業
補助金の額	**上限１０万円**	**上限３０万円**
補助金の交付回数（※）	１団体につき、１回のみの交付とする。	１団体につき３回まで交付できる。 ただし、当該年度に１回のみの交付とする。

備考　当該年度に審査申込できるのは、入門編または発展編のいずれかの区分で１事業のみとします。

※　注意　※

- **海老名市市民活動推進委員会の審査結果をもとに、予算の範囲内で交付事業、交付金額を決定するため、審査申込金額を減額して交付することもあります。**
- **海老名市市民活動推進委員会の審査結果により、審査申込時の区分（入門編・発展編）を変更させていただく場合があります。**
- **千円未満の端数は切り捨てとします。**

4 対象となる経費

補助金の対象となる経費は、事業を実施するために直接必要な経費です。
審査申込時に提出する予算書に記載する際、「この科目に補助金を充てます」ということが分かるよう、「補助金を充当」欄に必ず「○印」を付けてください。

対象となる経費の例

謝礼	外部講師・指導者・協力者への謝礼等
旅費	外部講師・指導者等の事業実施会場までの交通費、宿泊費
印刷製本費	事業についてのパンフレット・ポスター等の印刷製本費
消耗品費	パンフレット用紙、会議資料、活動資料、材料等の費用 ※短期間または、一度の使用で消費されるもの
使用料	会場使用料
賃借料	機材等のレンタル料、バスの借り上げ料
通信費・運搬費	パンフレットや資料等の送料、会場までの備品の運搬費
備品購入費	（ ）万円までは補助の対象

※海老名市市民活動推進委員会により経費の対象と認められない場合もあります

事業を実施するために直接必要なものとは？
「これが無ければ、申請する事業を実施できない」という費用です。
団体の日常的な活動にかかる費用は、対象外です。

5 対象とならない経費

次の経費は、補助金の対象とはなりません。
審査申込時に提出する予算書に記載しても構いませんが、「補助金を充当」欄には○印を付けないでください。

対象とならない経費の例

団体の事務所等を維持するための経費	事務所の家賃・光熱水費
団体の経常的な活動に要する経費	事務所までの交通費、団体のパンフレットの紙代・印刷代、構成員への郵送代
団体の構成員による会合の飲食費	事業の打ち合わせ時の飲食費
団体の構成員に対する人件費、謝礼等	事務員の人件費、構成員への謝礼
~~団体の備品購入費（事業終了後に団体の財産となりえるもの）~~	~~衣装や楽器、電子機器等の購入費（レンタルの場合は、賃借料として対象とみなす。）~~

6 審査申込方法

次のとおり審査申込してください。
審査申込書類は、審査の対象となりますので、正確に記入してください。

① 審査申込期間
平成31年１月８日（火）～ 平成31年１月18日（金）
９時から１７時まで　※土・日・祝日は除きます。

② 審査申込方法
(１) 必ず事前に市民活動推進課へ電話の上、予約をしてから審査申込にお越しください。
(２) 予約した日時に市民活動推進課の窓口へ、審査申込書類を持参してください。
※郵送による審査申込はできません。
※書類の内容を確認させていただきますので、説明できる方がお越しください。
※提出書類の内容確認には、１時間程度を要する場合があります。また再提出をお願いすることもありますので、お早目に予約・提出をお願いいたします。

③ 提出書類
次ページの書類を提出してください。書類の作成は、手書きでもパソコンでも構いません。
ただし、Ａ４サイズで作成してください。
なお、審査申込に必要な書類は、市のホームページからもダウンロードできます。

❑ 審査申込前に個別相談期間を設けます！（期間：12/10～12/25）

制度説明会の実施後に、申請に関する相談などを受け付けます。個別相談を希望される方は、必ず事前に市民活動推進課へ電話の上、予約してからお越しください。

連絡先：046-235-4794（市民活動推進課）

※　受付時間は　平日の　９時　から　１７時　まで

＜相談内容の例＞

・自分たちの活動内容は補助金の対象となるのか？
・補助金審査申込書をどのように書いたらよいか？
・補助金の対象となる経費について、もっと詳しく知りたい　等

※その他、審査申込や団体の運営に当たってお困りのことがあれば、ご相談ください。

7 提出書類

① 海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書（第１号様式）

・「事業の名称」は、簡潔で内容が分かりやすい名称をつけてください。
・「補助金交付審査申込額」は、審査申込する補助金の額を正確に記入してください。
・「事業内容」は、事業内容を分かりやすく、記入してください。長い文章にせず、要点を押さえた短い文章で、小見出しや箇条書きなどを使ってください。
・「事業を実施することによる効果」は、事業が完了した時に実現できている状況を想定して記入してください。

② 海老名市市民活動推進補助金収支予算書（第２号様式）

・金額を積算した根拠（単価や内訳）を「説明」欄に必ず記入してください。
これを基に補助金額を査定します。できる限り詳細に記入してください。
・海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書との整合性を取ってください。
・本紙P５の「４ 対象となる経費」と「５ 対象とならない経費」を参考にしてください。
・補助金を充てる科目は、「補助金を充当」欄に○印を付けてください。

③ 海老名市市民活動推進補助金審査団体の概要書（第３号様式）

・団体の活動内容を記入してください。
・決算資料は、最新のものを記入してください。決算期間が年度単位でない場合は、決算期間となる日付を記入してください。

④ 団体の規約、会則、定款又はこれに類するもの

・必ず最新のものを提出してください。
・同一人物が複数の役職に就いていることがないように努めてください。

⑤ 団体の役員名簿又はこれに類するもの

・必ず最新のものを提出してください。

⑥ 団体の活動がわかる書類

・会報紙や事業のチラシ、その他団体の活動内容が分かる発行物などがあれば提出してください。

8 事前質問 ・ 回答

ご提出いただいた書類は、審査の前に海老名市市民活動推進委員が確認いたします。
確認をした際に質問事項が出た場合には、２月上旬に申請団体へ質問票を送付いたします。

質問に対し、指定する期限（2月中旬予定）までにご回答をいただきますようお願いします。
※非常にタイトなスケジュールとなりますが、ご協力をお願いいたします。

9 審査の方法

補助事業の審査は、一次審査（書類審査）・二次審査（プレゼンテーション審査）があり、
公募委員等で構成する海老名市市民活動推進委員会が行います。

一次審査（書類審査）

審査申込書類をもとに審査基準をクリアしているかを審査し、４０点満点中２４点以上の点数を獲得した団体が、プレゼンテーション審査へ進めます。
審査の結果、２４点に満たなかった場合、プレゼンテーションには、参加できません。
審査申込書類をもとに審査するため、分かりやすく正確に記入してください。
一次審査の合否通知は、２月下旬頃を予定しています。

二次審査（プレゼンテーション審査）

書類審査の結果、プレゼンテーション審査の対象となった団体に審査申込事業をアピールしていただきます。必要な機材（パソコン・プロジェクターなど）があればご相談下さい。
また、このプレゼンテーションは、どなたでも見学できます。

① 審査基準に基づき、海老名市市民活動推進委員が審査し、順位付けを行います。
② 順位が上位の団体から順に、予算の範囲内で審査申込金額を審査します。
③ 海老名市市民活動推進委員会は、審査の結果を市長に答申します。
　市長は、その答申を受けて、補助事業及び補助金額を認定します。
④ 審査結果は、合否に関わらず、後日通知いたします。（３月下旬頃を予定しています。）

▼日　　時
平成31年３月9日（土）※予定
▼場　　所
海老名市役所　※予定
▼事前提出資料
プレゼンの概要をまとめた資料等、発表に使用する資料を事務局が指定した期日（決定通知から２週間程度）までに提出してください。
資料はＡ４サイズで作成してください。手書きでもパソコンで作成しても構いません。
▼発表方法
発表は７分以内で形式は自由です。
(１) 発表時間　１団体７分
※発表の順序は事務局が決定します。審査を公平に行うため、発表が７分間を越えた場合は、発表の途中であっても、終了していただきます。
(２) 質問時間　１団体８分程度

10 審査基準

５点	４点	３点	２点	１点
良い	どちらかというと良い	普通	どちらかというと悪い	悪い

書類審査の基準は、次の８項目です。
書類審査では、各項目について、採点を行います（４０点満点）。

	審査基準	審　査　の　視　点	点数
委員会で審査	公益性	多くの市民が事業の効果を受けられる事業か。	５点
	自立性	資金について、補助金だけでなく、団体の運営費を持っているか。	５点
	計画性	事業の計画に無理がなく、実現可能であるか。	５点
		事業の予算に無理がなく、積算も適性であるか。	５点
	発展性	この補助金をきっかけに、事業や団体が発展できるか。	５点
	地域性	市民や地域のニーズを的確にとらえた、社会的に必要性のある事業であるか。	５点
	先駆性・独創性	新しい取り組みで、行政が実施する場合とは違う手段や効果が期待できるか。	５点
	団体能力	事業を実施する上で、必要な能力（知識、人材など）を備えているか。	５点

プレゼンテーションの審査基準は、次の９項目です。
プレゼンテーションでは、各項目について、採点を行います（４５点満点）。

	審査基準	審　査　の　視　点	点数
委員会で審査	公益性	多くの市民が事業の効果を受けられる事業か。	５点
	自立性	資金について補助金だけでなく、団体の運営費を持っているか。	５点
	計画性	事業の計画に無理がなく、実現可能であるか。	５点
		事業の予算に無理がなく、積算も適性であるか。	５点
	発展性	この補助金をきっかけに、事業や団体が発展できるか。	５点
	地域性	市民や地域のニーズを的確にとらえた、社会的に必要性のある事業であるか。	５点
	先駆性・独創性	新しい取り組みで、行政が実施する場合とは違う手段や効果が期待できるか。	５点
	団体能力	事業を実施する上で、必要な能力（知識、人材など）を備えているか。	５点
	熱意・意欲	団体の熱意や意欲が感じられるか。	５点

11 補助金交付申請書の提出

① 一次審査及び二次審査を経て補助金交付団体として認定された団体で、補助金の交付を受けようとする場合は、「海老名市市民活動推進補助金交付申請書（第５号様式）を提出してください。

※ 上記の申請書は、二次審査の結果通知に同封します。

12 補助金交付決定通知･補助金請求書の提出･補助金交付

① 海老名市長は、補助金交付申請書の提出があった団体に対して、補助対象事業及び補助金額を決定し、通知します。

② 補助金交付決定通知を受けた申請団体は、補助金の請求書を事務局へ提出します。

③ 諸手続きが完了した後、１箇月程度で補助金は指定口座に入金されます。

※ 申請団体は、決定された補助金額と申請額とに差異があり、事業実施が困難と判断した場合は、補助金の交付を辞退することができます。

13 事業変更の制限

補助の決定を受けた事業は、補助金の交付を辞退する以外に、その内容及び予算の配分を変更（廃止）することはできません。特別な事情がある場合は、事前にご相談ください。

※事業の内容・予算は、審査申込時に十分、検討してください。

14 活動の報告

補助を受けた団体は、事業が終了したときは、海老名市市民活動補助金実績報告書（第10号様式）及び海老名市市民活動補助金収支決算書（第11号様式）を事業終了から起算して20日以内に提出して下さい。

また、補助団体と事務局との諸手続きが終了した後、補助団体は実施結果を公開して頂きます。

また、**事業を行う際に市民活動推進補助金を受けていることを明記し**、団体員全員への周知と一般市民への周知をしてください。

※公開で実施結果の報告

補助金の交付を受けた団体は、対象事業が終了した後、事業の実施結果を公開しなければなりません。

※実施結果について発表の場を設ける場合がありますので、ご協力をお願いします。

15 補助金の返還

交付した補助金に残額が生じたとき、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したときは、補助金の一部又は全部を返還していただくことがあります。

16 審査申込から補助金交付までのスケジュール

市民活動推進委員会

団体

補助金審査申込書類提出(P6参照)
募集期間　１月８日～１月１８日

２月上旬（予定）　団体への事前質問

２月中旬（予定）　団体からの回答

２月中旬　書類審査【一次審査】
（P８～９参照）

２月下旬　選考結果通知

プレゼンテーション書類提出
（１次選考結果とともにお知らせします。）

３月９日（予定）　プレゼンテーション審査【二次審査】（P８～９参照）

３月下旬　選考結果通知（認定通知）

海老名市

４月上旬補助金交付申請書提出

補助金交付決定通知

（通知受理後）請求書提出

補助金交付

事業の実施

事業終了

事業報告書類の提出（P10参照）

補助金額確定

17 その他

市民活動補償制度

市民の皆さんが安心して市民活動に参加できるよう、予期せず発生した事故について補償を行うことを目的としています。市が市民活動団体等を被保険者として保険会社と契約し、保険料を支払っているため、市民の皆さんが事前に申し込むことや保険料の支払いは必要ありません。ただし、状況によっては、補償の対象にならない場合があります。詳しくは、市民活動推進課へお問合せ下さい。

※他に補償される保険契約が存在する場合は、本制度の支給対象にはなりませんのでご注意ください。

名義後援

公共性等、市の基準に該当する事業は、市の名義後援を受けることができます。

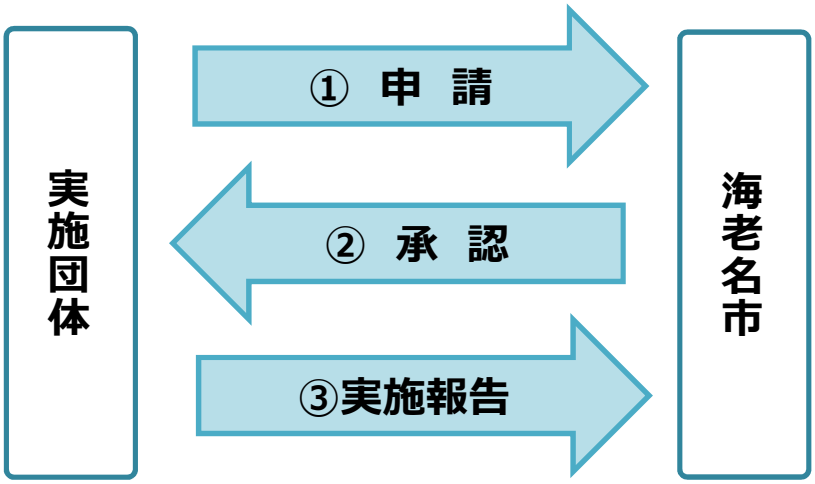

○申請時の提出書類
① 名義後援等承認申請書
② 事業内容のわかるもの
③ 団体規約
④ 構成員名簿
⑤ 収支予算書

提出書類を市民活動推進課（海老名市役所５階）までお持ちください。

内容の審査後、海老名市の名義後援事業として承認されましたら、承認書を送付いたします。

その際、事業報告書も同封いたしますので、事業実施後に決算書と一緒にご提出下さい。

（申請書を受理してから承認されるまで約２週間ほどかかりますので、あらかじめご了承ください）

市内公共施設へのポスター掲示・チラシ配架時のご注意

市内公共施設へのポスター掲示・チラシ配架をする際は、海老名市の許可が必要です。

掲示・配架したいものを海老名市役所に直接お持ちください。

市内公共施設へ直接持参した場合、配架までお時間を要する場合がございます。

お問合せ先（担当課）

制度について、ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問合せ下さい。

海老名市役所　市民活動推進課　市民活動推進係（市役所５F）

TEL　０４６－２３５－４７９４　　FAX　０４６－２３１－２６７０

問い合わせフォーム　市HPトップ画面→窓口案内→市民協働部市民活動推進課→問い合わせ

第１号様式（第７条関係）　　記入例

平成　　年度　海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書

平成　　年　　月　　日

海老名市長　殿

申込者　所　在　地
名　　称
代表者氏名　　印

次の事業について、補助金の交付を受けたいので、海老名市市民活動推進補助金交付要綱第７条の規定により審査申込します。

①事業の区分 入門編（上限１０万円）　・　発展編（上限３０万円）	
②事業の名称 事業の内容や目的を表すような、分かりやすい名称をつけてください。 例）●●●●事業	
③事業費総額 第２号様式の支出の部の合計金額　円	④補助金交付審査申込額 ③の内、補助金として交付を受けたい金額　円
⑤補助金の使途 補助金（上記④）の使途。購入する消耗品や、講師料など。 例）講師謝礼、会場使用料、ポスター作成費、参加者配布資料の作成費	
⑥現状の課題と事業目的 どのような理由で、どのような解決をめざして事業を実施するのかを記入してください。	
⑦事業内容 実施する事業の内容を記入してください。（日時、場所、参加費、定員、講師名など） 例）●●●●事業 日時：11 月下旬　　場所：市民活動センタービナレッジホール　　参加費：300 円 定員：100 名 講演会の後、情報交換会を実施する。	
⑧事業を実施することによる効果 事業を行うことで、参加者がどのような利益や効果を得られるかを記入してください。	

⑨前年度と比較し、拡充・縮小した内容　※前年度に実施している場合に記入

発展編で申込している場合：
　　平成 30 年度に比べ、事業として発展させる内容を記入してください。
入門編で申込している場合：
　　今年度、より活動を軌道に乗せるために実施する内容を記入してください。

事業の実施スケジュール

年　月　日	内　　容
	講演会やイベント等、実施する事業のスケジュール、その内容を記入してください。
H31.6	第１回実行委員会
H31.7	会場手配
H31.8	市の広報（市民のひろば）へ掲載や市コミセンへの掲示依頼
H31.9	第２回実行委員会
H31.10	第３回実行員会、出演講師との打合せ
H31.11	事業実施（下旬）

⑩事業実施体制

実施する事業について、団体の組織体制、ＰＲ方法、講師の選定方法、事業会場の設定方法などを記入してください。

⑪今後の展望

今後、審査申込事業や団体の活動をどのように進め、広げていくのかを記入してください。

添付資料

1　海老名市市民活動推進補助金収支予算書（第２号様式）

2　海老名市市民活動推進補助金審査団体の概要書（第３号様式）

3　団体の規約、会則又は定款又はこれに類するもの

4　団体の役員名簿又はこれに類するもの

5　団体の活動が分かる会報等

第２号様式（第７条関係）

記入例

平成　　年度　海老名市市民活動推進補助金収支予算書

事業名称　●●●●事業

審査申込する事業についての予算を記入してください。団体の通常の活動予算ではありません。

１　収入の部　（単位　円）

科目	予算額	説　明
収入合計（A）		

審査申込をする事業を実施するにあたって、収入となる費用を参加費、寄附金、補助金などに分けて記入してください。
＜ポイント＞　補助金に頼るばかりでなく、事業実施の際には、自助努力が必要です。参加費を徴収することや、団体の収入を得るための工夫を十分検討してください。

※補助金の額は、第１号様式の④補助金交付審査申込額と同額になるように記入してください。

２　支出の部　（単位　円）

補助金の充当	科目	予算額	説　明
支出合計　（B）			

審査申込事業の支出の内訳を経費ごとに分けて記入してください。

例）補助金を充当する場合は、〇をつけてください。
　　科目欄・・支出する名目を記入してください。購入する消耗品名、講師謝礼、会場費など。
　　予算額欄・・金額を記入してください。
　　説明欄・・単価や内訳、積算根拠を記入してください。
　　消耗品等の部数や数量、型式、謝礼の内訳、会場名など。

＜ポイント＞
講師料や会場費など、絶対に必要となりえるものを中心に、補助金を充当するように検討してください。その他、手引きＰ５の対象となる経費をよくご確認ください。

※補助金を充当する科目は、「補助金の充当」欄に〇印を付けてください。

３　収入合計（A）－支出合計（B）＝　　円

第２号様式（第７条関係）

見本

平成　　年度　海老名市市民活動推進補助金収支予算書

事業名称　●●●●事業

１　収入の部　（単位　円）

科目	予算額	説　明
会員費	●●円	会員●名×●●円（年会費とは別に、この事業のために徴収）
参加費	●●円	参加者●名×●●円
海老名市補助金	●●●円	
収入合計（A）	●●●円	

２　支出の部　（単位　円）

補助金の充当	科目	予算額	説　明
○	講師謝礼	●●円	
○	講師交通費	●●円	片道●●円（往復●●円）
	印刷費	●●円	事業広告チラシ（50 円/1 枚×●●枚）
	会場利用料	●●●円	えびな市民活動センタービナレッジ１階ホール（1,500 円/h×●h）
○	当日配布資料	●●円	50 円/1 枚×●ページ×●部
○	通信費	●●円	参加チケット郵送代（80 円×●名）
支出合計　（B）		●●●円	

※補助金を充当する科目は、「補助金の充当」欄に○印を付けてください。

３　収入合計（A）－支出合計（B）＝　　０円

第３号様式（第７条関係）

記入例

平成　　年度　海老名市市民活動推進補助金審査団体の概要書

団体名称	
①所在地 （運営拠点）	〒 住所 TEL　　FAX E メール ホームページ
②連絡担当者及び連絡先 （日中の連絡先）	担当者氏名　　（役職　　） TEL　　FAX E メール 郵便物送付先住所 〒　　住所
③設立年月日	年　月　日（法人格取得年月日　年　月）
④設立目的・経緯	なぜ、団体を設立したのか。設立のきっかけ等を記入してください。
⑤主な活動内容	団体の活動内容（講演会や情報交換会の回数、どのような団体員が活動しているかなど。）を記入してください。
⑥主な活動場所	団体の活動している施設や場所等を記入してください。
⑦活動実績 （過去２年以内の主な活動実績）	過去２年、団体がどのような活動をしていたかを記入してください。 設立から２年未満の場合は、過去１年で構いません。

⑧会員数	個人会員　　人（うち海老名市民　　人） 団体会員　　団体	団体によっては会員の種別が異なると思いますので、各団体の取り決めにあわせて記載してください。

⑨前年度の決算状況	収　入	支　出
	会費　円 （内訳） 一般会員や賛助会員等からの会費。	※内容を簡潔に記入 ・　円 ・　円 ・　円
	事業収入　円 （内訳） 参加費や事業への寄附金など。	・　円 ・　円 ・　円 ・　円
	助成金・補助金　円 （内訳） 平成 28 年度本補助金を受けていれば、交付額（他の補助金等も記入する。）	・　円 ・　円 ・　円 ・　円
	その他　円 （内訳） 繰越金や利息等、団体への寄付等	・　円 ・　円 ・　円 ・　円
	合計　円	合計　円
	前年度決算期間　平成　年　月　日　～　平成　年　月　日	
	※前年度決算額を記入する。 ※「その他」に繰越金以外のものがある場合は、内訳欄に金額の内訳を記入する。 ※次年度への繰越金がある場合は、支出に「繰越金」として金額を記入する。	

支出の内訳を具体的に記入してください。

例）
謝礼金、印刷費、消耗品、交通費、修理費、購入費等

次年度への繰り越し金等も記入してください。

原則、平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）ですが、団体によっては、決算期間が異なる場合があるため、団体の決算期間を記入してください。

資料３

市民活動推進補助金制度補助割合等の運用について

１　新規区分等の導入について

入門編１回交付の後、次が発展編となると、更に事業を拡大しなければならないため、設立間もなく、力の無い団体にとっては申請が難しいケースがある。

これを解消するため、補助回数の見直しや新たな区分の導入等について検討したい。

❑　前回出たご意見

A案　中間区分の導入

	入門編	継続編	発展編
該当する事業	団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業	団体が行っている事業を継続させるための事業	団体がこれまで行ってきた事業の継続または発展を図る事業
補助金の額	上限１０万円	上限２０万円	上限３０万円
交付回数	１団体につき１回まで交付できる。 ただし、当該年度に１回のみの交付とする。	１団体につき１回まで交付できる。 ただし、当該年度に１回のみの交付とする。	１団体につき３回まで交付できる。 ただし、当該年度に１回のみの交付とする。

B案　入門編を２回とする

	入門編	発展編
該当する事業	団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業	団体がこれまで行ってきた事業の継続または発展を図る事業
補助金の額	上限１０万円	上限３０万円
交付回数	１団体につき**２回まで**交付できる。 ただし、当該年度に１回のみの交付とする。	１団体につき３回まで交付できる。 ただし、当該年度に１回のみの交付とする。

C案　完結編（フォローアップ）の導入

	入門編	発展編	完結編
該当する事業	団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業	団体がこれまで行ってきた事業の継続または発展を図る事業	団体がこれまで行ってきた事業の更なる発展を図る事業
補助金の額	上限１０万円	上限３０万円	上限●●万円
交付回数	１団体につき１回まで交付できる。 ただし、当該年度に１回のみの交付とする。	１団体につき１回まで交付できる。 ただし、当該年度に１回のみの交付とする。	１団体につき１回まで交付できる。 ただし、当該年度に１回のみの交付とする。

２　発展編の補助割合について

近隣市の補助金事業を調査したところ、50%まで引き下げた場合、大和市のように申請団体が無くなる可能性もある。また、平塚市については、50%引き下げることも検討しているようだが、団体の申請が無くなる恐れもあるため、中々踏み切れないのが現状としてある。

当補助金は団体の自立を趣旨としてあり、団体の自立を促すため、補助割合の引き下げる方向で検討していきたい。

❑　前回出たご意見

A 案　査定に基づく補助割合の決定

現在、補助金交付額を決定する際は、申請額を満額支給するのではなく、団体の状況等を考慮した委員会独自の査定により交付額を最終確定している。この方式を継続して実施し、補助割合を下げることで、自立を促していく。

B 案　段階的な補助割合の引き下げる

事業費の総額より、補助割合を段階的に引き下げていく。

❑　補助割合引き下げの効果について

事業費が少ない団体は、段階的に補助割合を下げた場合、30 万円以下の補助となる可能性は高いが、元々事業費が高い団体の場合、段階的な引き下げを行っても上限 30 万円に収まり、団体の自立を促すことには必ずしも繋がらない恐れがあるため、補助要件を設ける必要があるように思われる。

例：【総事業費が高い場合】

総事業費：100 万円・補助割合 90%とした場合→100 万円×90%＝90 万円の補助→30 万円（上限）

総事業費：100 万円・補助割合 80%とした場合→100 万円×80%＝80 万円の補助→30 万円（上限）

【総事業費が低い場合】

総事業費：30 万円・補助割合 90%とした場合→30 万円×90%＝27 万円の補助→27 万円

C 案　一律で補助割合を引き下げる

交付回数に応じて、一律に補助割合を下げていく。

例：発展編１回目＝30 万円・発展編２回目＝25 万円・発展編３回目＝20 万円

→交付回数が増えることによって、補助金交付額が減るため、総事業費が低い事業に対しては効果的かと思われるが、総事業費が高い事業に対してはあまり効果的とはいえないかもしれない。

A～C 共通事項案　補助要件の導入

総事業費の１/２且つ上限 30 万円以内等の要件を加えて、自立を促す。

例：総事業費 80 万円の場合→80 万円×１/２＝40 万円→30 万円

総事業費 50 万円の場合→50 万円×１/２＝25 万円→25 万円

資料４

今後のスケジュールについて

１１月	事業視察 ①11 月 10 日（土）「アレルギーサークルデイジー」 場所：海老名市総合福祉会館 時間：12 時 45 分　事業説明開始　※講習会は 13 時 30 分開始 ②11 月 21 日（水）「NPO 法人海老名ガイド協会」 場所：海老名市文化会館 時間：12 時 30 分　事業説明開始　※講演会は 13 時開始 第４回市民活動推進委員会
１２月	事業視察 ①12 月９日（日）「Piccolini」 ②12 月 15 日（土）「海老名で第九歌おう会実行委員会」 補助金説明会 ①12 月７日（金）14 時～　海老名市役所７階　701 会議室 ②12 月８日（土）10 時～　市民活動センター　ビナレッジ　301～302 会議室 事前相談期間 平成 30 年 12 月 10 日（月）～平成 30 年 12 月 25 日（火）
１月	審査申込受付期間 平成 31 年１月８日（火）～平成 31 年１月 18 日（金） 各委員へ書類の送付・団体への質問受付 １月下旬頃
２月	団体からの回答受付・各委員へ回答の送付 ２月上旬頃 諮問・１次審査（書類審査） ２月 12 日（火）10 時 00 分
３月	２次審査（プレゼンテーション審査） ３月９日（土）9 時 30 分～ 市長への答申 ３月中旬～下旬

他市との比較

参考

海老名市　　市民活動推進補助金

区　分	趣　旨	団体の設立要件等	補助金の上限額	交付回数	備品の取り扱い	交付終了後の団体への対応	その他	H26交付実績	H27交付実績	H28交付実績	H29交付実績	H30交付実績
入門編	団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業。		１０万円	1団体につき、１回のみの交付とする。	事業終了後に団体の財産となり得るものは不可。 (衣装や楽器、電子機器等)	なし		0団体	1団体	1団体	4団体	3団体
発展編	団体がこれまでに行ってきた活動の拡充を図る事業、又は活動の発展を目的に次の一歩として新たに行う事業。		３０万円	１団体につき３回まで交付できる。ただし、当該年度に１回のみの交付とする。				5団体	6団体	6団体	4団体	7団体

大和市　　市民活動推進補助金

区　分	趣　旨	団体の設立要件等	補助金の上限額	交付回数	備品の取り扱い	交付終了後の団体への対応	その他	H26交付実績	H27交付実績	H28交付実績	H29交付実績	H30交付実績
めばえ	活動をこれから始める、または、始めたばかりの皆さんに対する補助です。【団体補助】		５万円 ただし、当該事業実施に必要な経費の範囲内であり、現金による支出を超えることはできません。	1申請者につき1回まで	「めばえ」については、団体の活動初期に必要な備品費（パソコンや机等）も経費として基準・上限無しで含めることができる。はぐくみは事業補助なので認めない	なし。 インターネットや団体からの自主的な報告で活動の可否を把握している	近隣市と比べるとめばえの上限額が低いため、上限額を引き上げる予定がある	2団体	０団体	０団体	3団体	０団体
はぐくみ	すでに活動をしている皆さんが、より活動を発展させるための補助です。【事業補助】		２０万円 ただし、当該事業実施に必要な経費の2分の1以内であり、現金による支出を超えることはできません。	1事業につき1回まで				２団体	２団体	１団体	2団体	0団体

綾瀬市　　きらめき補助金

区　分	趣　旨	団体の設立要件等	補助金の上限額	交付回数	備品の取り扱い	交付終了後の団体への対応	その他	H26交付実績	H27交付実績	H28交付実績	H29交付実績	H30交付実績
いぶき	活動をはじめたばかりの団体が勇気をもって市民活動に取り組むための支援	設立1 年未満の団体	１０万円	１団体１回まで	物品のうち、取得価格又は評価額が５万円（単価）以上のものはレンタル等で対応。 経常費用は認めないが、事業で使用するものであれば認める	なし。		3団体	２団体	０団体	1団体	1団体
はぐくみ	既に活動している団体の活動を一層充実・発展するための支援	設立1 年以上の団体	２０万円	１事業につき３回まで				6団体	７団体	５団体	6団体	3団体
はばたき	既に活動している団体が地域社会での広がりを目的に他の団体と協働で活動を行うための支援	設立1 年以上の団体 2 団体以上で事業を実施	５０万円	１事業につき５回まで				０団体	０団体	０団体	0団体	1団体

平塚市　　ひらつか市民活動ファンド

区　分	趣　旨	団体の設立要件等	補助金の上限額	交付回数	備品の取り扱い	交付終了後の団体への対応	その他	H26交付実績	H27交付実績	H28交付実績	H29交付実績	H30交付実績
入門		今までに、ひらつか市民活動ファンドの助成を受けたことがなく、助成金を必要とする事業に取り組む団体を対象とします。	１０万円	１団体につき１回	５万円以上の備品や器具を購入する際は、申請時に要相談。 助成金により購入した備品には、「公益信託ひらつか市民活動ファンド」からの助成対象である旨の表示義務あり。 ※１備品５万円とする。複数品目申請し、補助金上限額を上回る場合、査定を行う。	なし。 交付期間中に、今後の活動を含めた相談会を実施し、行政へのアプローチ（委託等）を打診している。「団体の自立」がメインのため、市が積極的に介入するのではなく、団体が働きかけるというスタンスをとる。市と協働事業を行っている団体もいくつかある。	H26に補助割合の段階的な引き下げを実施した。引き下げを行ったことにより、申請時等、団体が自主財源を意識するようになった。実際に、2・3年経つと成長していっている団体もあるため、現状は段階的に10%引き下げている。 50%に引き下げた場合、その場合団体が消滅する可能性がある。	４団体	２団体	１団体	3団体	3団体
発展		活動をさらに発展させていこうとする団体や、新たな事業を展開しようとする団体などを対象とします。 ※設立後、１年以上経った団体が対象。	５０万円 ※事業費の助成割合の制限あり。 （１回目90%、２回目80%、３回目70%）	１団体につき３回				６団体	３団体	３団体	3団体	7団体

藤沢市　　公益的市民活動助成事業

区　分	趣　旨	団体の設立要件等	補助金の上限額	交付回数	備品の取り扱い	交付終了後の団体への対応	その他	H26交付実績	H27交付実績	H28交付実績	H29交付実績	H30交付実績
学生や若者を中心とする団体	藤沢市民を対象とした公益的な市民活動を行う団体が「組織基盤を強化するための取組み」を対象とする。	団体の要件代表者や学生又は若者であり、かつ、８割以上の構成員が学生又は若者であること。	１５万円 （団体の予算額の９０%以内）	１団体につき２回まで ※過去の助成制度での助成回数を含む	【若者】 15万円の助成金の中で、組織基盤強化と認められるものであれば、備品購入の制限は無し。 【一般】 助成金の中で10万円以内 ※複数品目で合計10万円以内。上限を超える場合は、調整する。	なし。 個別相談などを実施	補助割合の段階的な引き下げにより、団体の自立につながっていると考えている。 補助割合の見直しは３年に１度の頻度で定期的に行っている。	６団体	５団体	４団体	4団体（一般） 1団体（学生）	4団体（一般） 2団体（学生）
一般の団体			３０万円 （団体の予算額の５０%以内） ※設立後３年未満の団体の場合、８０%以内									

相模原市　　市民・行政協働運営型市民ファンド　ゆめの芽

区　分	趣　旨	団体の設立要件等	補助金の上限額	交付回数	備品の取り扱い	交付終了後の団体への対応	その他	H26交付実績	H27交付実績	H28交付実績	H29交付実績	H30交付実績
ファーストステップコース	活動の初動期を支援するための助成	設立後３年未満の団体（応募日現在）	総事業の９０%以内で１０万円以内。 ※学生主体の場合には１００%以内で助成	同一の団体が、３回まで助成を受けることができます。	経常費用は不可とし、審査会で事業を実施するために必要なものと判断されたものは認められている（パソコン・移動図書館装飾品も認めた）。 上限はない。	なし。 きちんとしたものはない。 年度末に行う事業報告会にて審査員よりアドバイスをしている		１０団体	７団体	５団体	6団体	4団体
ステップアップコース	活動をブラッシュアップし発展させるための助成	設立後３年以上の団体（応募日現在）	総事業の８０%以内で５０万円以内。	同一の団体が３回まで受けることができます。				１２団体	７団体	１１団体	12団体	7団体

参考

海老名市市民活動推進補助金　交付状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
申込団体	12団体	13団体	10団体	12団体	10団体	9団体	7団体	11団体	15団体
申込金額	1,462,250円	2,255,880円	1,682,600円	1,747,000円	2,057,000円	2,180,000円	1,716,400円	1,700,000円	3,392,000円
交付団体	4団体	7団体	4団体	5団体	5団体	7団体	6団体	8団体	10団体
交付確定金額	430,500円	1,115,424円	803,419円	1,200,000円	1,167,000円	1,560,000円	1,300,000円	1,461,000円	1,800,000円（予定額）
交付団体名	ライブビートストリート海老名	生きがい発見塾	混合療育を考える会	と金ネットワーク	海老名女性支援電話「そよ風」	生きがい発見塾	生きがい発見塾	永池川川歩きの会	Piccolini
	海老名里山づくりボランティア山仕事の会	海老名里山づくりボランティア山仕事の会	海老名里山づくりボランティア山仕事の会	生涯学習研究発表会実行委員会	生きがい発見塾	えびなパソコンサポートボランティア	えびなパソコンサポートボランティア	大谷四区親睦会	えびなアレルギーサークル デイジー
	海老名女性支援電話「そよ風」	かながわ子育て情報局	ライブビートストリート海老名	Sapling Music Park Ebina	えびなパソコンサポートボランティア	Sapling Music Park Ebina	えびなっ子わくわくフェスタ実行委員会	えびなっ子わくわくフェスタ実行委員会	シエスタラボ
	かながわ子育て情報局	ライブビートストリート海老名	かながわ子育て情報局	混合療育を考える会	Sapling Music Park Ebina	リーベン	特定非営利活動法人 grand-mere	特定非営利活動法人 海老名ガイド協会	大谷四区親睦会
		海老名女性支援電話「そよ風」		海老名セーフティー・ベリー協議会	公民館まつり実行委員会	福島と海老名の子ども交流実行委員会	特定非営利活動法人 えびなの森の楽校	IDEA education （イデアエデュケーション）	（一社）海老名扇町 エリアマネジメント
		混合療育を考える会				えびなっ子わくわくフェスタ実行委員会	特定非営利活動法人 やさしくなろうよ	特定非営利活動法人 えびなの森の楽校	それいけ！ママフェスタ 実行委員会
		河骨保護の会				特定非営利活動法人 やさしくなろうよ		特定非営利活動法人 やさしくなろうよ	海老名で「第九」を歌おう会 実行委員会
								男女平等市民の会・海老名	NPO法人海老名ガイド協会
									NPO法人えびなの森の楽校
									福島と海老名の子ども交流 実行委員会